

## 電子的全国書誌 (Electronic National Bibliography)

那須 雅熙

国立国会図書館法第7条「館長は、一年を越えない定期間毎に、前期間中に、日本国内で刊行された出版物の目録又は索引の出版を行うものとする。」は、同法の一部を改正する法律（平成19年3月31日法律第10号）により、「館長は、一年を超えない期間ごとに、前期間中に日本国内で刊行された出版物の目録又は索引を作成し、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。」に改正され、7月1日から施行される。当館は、それに基づき、6月末をもって『日本全国書誌』の冊子体の出版を終了し、ホームページ版に一本化することとなった。

最近よく目にする言葉に、電子的全国書誌 (Electronic National Bibliography) という言葉がある。この意味は、電子媒体で提供される全国書誌のことを指すとともに、電子資料の書誌データを掲載した全国書誌のことにも使われる。前者については、わが『日本全国書誌』もこのたびの冊子体の終刊により、名実ともに電子的全国書誌となった。しかしながら、後者については、ネットワーク系出版物に関する納本制度の法制化が検討中であり、国立国会図書館インターネット情報選択的蓄積事業(以下「WARP」)ではまだ正式な制度的収集がなされていない。WARPの書誌は全国書誌の一部であるとも言えないことはないが、納本制度に基礎を置く『日本全国書誌』に当該資料を掲載していないので、この点ではまだ電子的全国書誌が実現していない。

現在、国際図書館連盟 (IFLA) の書誌分科会の「電子的全国書誌に関する作業部会」は、新しい時代にふさわしい「全国書誌のためのガイドライン」の検討を行っている。同分科会の

### 目 次

電子的全国書誌 (Electronic National Bibliography) (那須 雅熙).....	1
『日本全国書誌』冊子体の終刊について ホームページ版へ一本化 .....	3
『雑誌記事索引 科学技術編』の遡及入力について .....	5
国立国会図書館「日本目録規則 1987年版改訂3版 第4章 地図資料」 適用細則について .....	6
『全国書誌通信』総目次 No.101-127 .....	27
『全国書誌通信』の終刊と『NDL 書誌情報ニュースレター』創刊のお知らせ.....	31

ニュースレターの最新号にその構成案が発表されている<sup>注</sup>。それによれば、序章(背景、歴史、状況設定)、利用および利用者、選定基準、目録レベル、出版社との連携協力、全国書誌の作成のための一般的ガイドライン、電子的全国書誌の機能性(相互運用性) 組織的・機能的構造(全国書誌作成のための実際的措置、組織的構造、機能(スタッフ・技術的観点) 全国書誌サービスのマーケティング(プロダクト・価格政策・配布の観点))、語彙集、書誌とする予定だそうだ。当館が、真に電子的全国書誌を実現するためには、それらについて検証する必要がある。

ちなみに、当館でこれらを検討するとなるとどんな論点が考えられるであろうか。利用および利用者のことは、最も重要である。『日本全国書誌』ホームページ版へのアクセスは、現在月平均4,800件程度でありそう多くはない。今後、大幅に利用者を増やす算段を講ずることと利用者の実態やニーズを把握することが必要である。選定基準については、まだバルク収集が選択的収集かの結論に至っていないものの、WARPの選定基準を収集部で検討中である。目録レベルについては、分科会では利用者別に分析し、「書誌レコードの機能要件(FRBR)」における全国書誌レコードの基本要件も参考にしつつ適切なレベルを決定しようとしている。当館では、現在、電子資料のメタデータスキーマについては、デジタルアーカイブシステム構築の過程で検討している。メタデータの選択とその基準、目録レベル、書誌レベルと書誌単位、粒度、MARCデータとの関係、書誌情報へのアクセス(OPACかデジタルアーカイブポータルか)と『日本全国書誌』との関係等々の問題を解決しなくてはならない。出版社との連携協力は、特に電子情報の収集やメタデータの付与等には必要不可欠の要件であり、e-CIPを目指したいが、日本の現状を考えればすぐには行かないであろう。電子的全国書誌の機能性(相互運用性)については、機能を考えるうえで、従来の図書館資料をはるかに超えた電子資料のもつ広がりや問題になる。包括的な全国書誌データベースを作成するためには、図書館のみならず大学、文書館、博物館、民間機関、個人等の協力を得て標準的なツールに従って作成され、それが関係機関のネットワークで相互に利活用できるようにしておかなくてはならない。組織的・機能的構造では、電子的全国書誌を作成するのにどのような組織、体制が必要となるのか。現在関西館で構築中であるデジタルアーカイブシステムが稼動するまでに、決めておかなくてはならないであろう。

全国書誌サービスとしては、新たな情報環境や情報技術に適応した書誌・典拠データの提供、JAPAN/MARCの利用の促進、頒布の見直しなどサービスを改善していく。そのために広報を含めた効果的なマーケティング活動を行いたい。『日本全国書誌』の広報誌であった本誌『全国書誌通信』も今号をもって冊子体の刊行をやめ、『NDL 書誌情報ニュースレター』のタイトルで電子ニュースレターとして当館のホームページ上に掲載することとしている。全国書誌そのものに加えてその広報誌についても、時代にふさわしい形態として電子版を選択した。

「電子的全国書誌に関する作業部会」では、今後もガイドラインの検討が続けられる予定である。このガイドラインが完成すれば、1979年の『全国書誌作成機関および全国書誌のためのガイドライン』以来の快挙となり、1998年の「第二回全国書誌国際会議の勧告」が生かされる。世界各地で情報化が進み、デジタルデバイドのない環境で各国がこのガイドラインにのっとり、電子的全国書誌を作成し相互に利用しあう日もそう遠くはないであろう。わが館も『日本全国書誌』および『NDL 書誌情報ニュースレター』の内実を電子情報時代にふさわしいものにし、各国からモデルとして称揚してもらえよう努力していきたい。

(なす まさき 書誌部長)

注 “IFLA Bibliography Section Working Group on Electronic National Bibliographies(WG), Semi-annual meeting, Vilnius, Lithuania February 9-11, 2006.”, *IFLA Bibliography Section Newsletter*, Nov. 2006, p.5-8 <<http://www.ifla.org/VII/s12/pubs/s12-newsletter-Nov06.pdf>> (2007-5-10 現在)

## 『日本全国書誌』冊子体の終刊について ホームページ版へ一本化

国立国会図書館では、これまで冊子体およびホームページ版の二つの形態で『日本全国書誌』を提供してきましたが、平成19年6月26日発行の2007年22号(2631号)をもって冊子体を終刊し、ホームページ版に一本化することとなりましたので、ここにお知らせします。

### 1. 『日本全国書誌』の変遷：冊子体からインターネットへ

『日本全国書誌』は、国立国会図書館法(以下「館法」)第7条<sup>注1</sup>に基づき、我が国における全国書誌(National Bibliography)としての役割を果たすため、当館が収集整理した国内刊行出版物および外国刊行日本語出版物の標準的な書誌情報を編集し、広く国の内外に速報するため刊行しているものです。

当館創立の昭和23年に、前身である『納本月報』の刊行を開始して以来、名称や収録範囲等において変遷を経つつも、今日まで冊子体で刊行を続けてきました。また、平成14年4月からは、当館ホームページ上でホームページ版の掲載を開始し、冊子体とともにインターネットで提供しています<sup>注2</sup>。平成18年、ホームページ版の掲載開始から4年が経過したところで、関係各部においてその刊行形態の見直しを行った結果、冊子体を終刊し、インターネットによる提供に一本化する方針を確認しました。平成19年3月、第166回国会において館法の一部改正法が成立し、刊行終了の方針を実施に移す環境が整いました。

冊子体を終刊とする大きな理由として、インターネットの普及が挙げられます。ホームページ版の提供を決定した平成13年の日本のインターネット普及率は44.0%でしたが、平成17年には66.8%と大幅に上昇しています<sup>注3</sup>。また、『日本全国書誌』の主な購読者である図書館においても、インターネットの導入が進み、ホームページ版を利用するための情報環境は整ったと考えられます。

### 2. インターネットと各国の全国書誌

インターネットの普及に伴い、世界各国の全国書誌の刊行形態にも変化が生じています。2001年に行われた国際図書館連盟(以下「IFLA」)書誌分科会の調査<sup>注4</sup>によれば、「全国書誌の現行のフォーマットは何か」という問いに対して、同年4月時点で全国書誌を作成・提供していると回答のあった52か国のうち、冊子体は39か国、インターネットは22か国、冊子体・インターネットともに提供しているのは12か国でした。このうち複数の国から、冊子体の作成中止を検討中との回答があり、この調査の時点で既にオーストラリア、カナダ、フランス、アメリカ合衆国の国立図書館が、冊子体による提供を中止しインターネットによる提供を行っているとは回答しています。また、この調査では「全国書誌のフォーマットは紙媒体からインターネットへと変化しつつあり、この傾向は今後も継続あるいは加速するであろう」との推測も立てられており、事実、4年後の2005年にIFLAがアジア地区を対象にして行った調査<sup>注5</sup>には14の国と地域が回答していますが、2001年の調査時に冊子体を刊行中と回答したアジアの国のうちの3か国が冊子体での発行を取りやめ、インターネットでの提供に切替えています。(表参照)

このような冊子体からインターネットへの媒体変更には、印刷にかかる時間と手間を削減することにより提供までの時間を短縮することができる、無償で制限のないアクセスが可能であるため、より多くの利用が期待できる、といった利点が背景にあると考えられます。

全国書誌に関する IFLA 調査結果

媒 体	2001年調査(52か国)		2005年調査
	世 界	アジア(11か国)	(アジア14か国)
冊子	39(75%)	9(82%)	6(43%)
マイクロフィッシュ	1(2%)	0(0%)	0(0%)
磁気テープ	7(13%)	1(9%)	1(7%)
フロッピーディスク	7(13%)	1(9%)	0(0%)
CD-ROM	19(37%)	5(45%)	5(36%)
オンライン	16(31%)	4(36%)	4(29%)
インターネット	22(42%)	1(9%)	6(43%)
冊子+インターネット	12(23%)	0(0%)	2(14%)

### 3. これからの『日本全国書誌』

『日本全国書誌』ホームページ版は、冊子体より2週間早く当館ホームページ上に掲載されており、より迅速な情報提供を実現しています。また、冊子体が有償頒布で発行部数にも限りがあるのに対し、ホームページ版は無償であり、インターネットが利用できる環境であれば誰でも簡単に利用できるため、より多くの方にご利用いただくことができます。なお、バックナンバーについては、現在でも国立国会図書館インターネット情報選択的蓄積事業(WARP) <<http://warp.ndl.go.jp/>>で2002年27号(2386号)以降の全ての号をご覧になれますが、特定の号を探しづらいという面がありました。冊子体の終刊以降は、当館ホームページ上にバックナンバーのページを新設して掲載する予定です。

『日本全国書誌』に掲載された書誌データは、単行資料では17日後、逐次刊行資料では52日後にNDL-OPAC(国立国会図書館蔵書検索・申込システム)で検索できるようになります。より詳細な書誌情報を必要とする場合は、NDL-OPACも併せてご利用ください。

情報環境の整備が着実に進展している今日、日々発展する情報技術を活用した、利便性の高い情報提供を行う必要性が高まっています。今後は、『日本全国書誌』、NDL-OPACなど、当館が提供する代表的な書誌サービス、データベースの改善も視野に入れつつ、書誌データおよびその利用のためのツール類の提供のあり方、電子図書館サービスとの連携について包括的に検討し、より利用者のニーズにあった情報提供の途を模索していきたいと考えています。

冊子体の『日本全国書誌』は60年近い歴史に幕を下ろすこととなりますが、今後は当館が提供する各種書誌データと併せて、ホームページ版をご活用いただきますよう、お願いいたします。

(書誌部)

注1 「館長は、一年を越えない定期毎に、前期間中に、日本国内で刊行された出版物の目録又は索引の出版を行うものとする」。なお、国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成19年法律第10号)によって、同条は「館長は、一年を越えない期間ごとに、前期間中に日本国内で刊行された出版物の目録又は索引を作成し、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。」と改正された。施行は平成19年7月1日。

注2 全国書誌および『日本全国書誌』の歴史や意義については上保佳穂「日本全国書誌のあゆみ」『全国書誌通信』No.118, 2004.6.30, p3~11を参照。

注3 総務省「通信利用動向調査」による。

注4 調査結果は*Changes in the National Bibliographies, 1996-2001*としてIFLAのサイト<<http://www.ifla.org/VII/s12/index.htm>>(2007-5-10現在)に掲載されている。

注5 調査結果は*Survey on the state of national bibliographies in Asia*として上記サイトに掲載されている。

## 『雑誌記事索引 科学技術編』の遡及入力について

国立国会図書館では、冊子目録として刊行した『雑誌記事索引 科学技術編』<sup>注</sup>(1950～74年、25巻、約145万件)の収録記事を雑誌記事索引のデータベースに追加するため、平成16年から遡及入力を実施しています。

『雑誌記事索引 人文社会編』(1948～74年、27巻、約133万件)は平成9～11年度にすでに実施済みであり、それに続く事業です。

作業は、冊子目録を入力原稿として、4期に区分し、以下のように実施しています。

入力実施年度	対象の冊子目録	入力作業件数
期 平成16年度	23～25巻(1972～74年)	約18万件
期 平成17年度	16～22巻(1965～71年)	約45万件
期 平成18年度	10～15巻(1959～64年)	約40万件
期 平成19年度以後(計画)	1～9巻(1950～58年)	約42万件*

\*は予定件数

複数分野に関係する記事の中には、分野ごとに同じ記事が重複して記載されている場合があります。データ入力後にデータを集約することにより、重複と認められるデータを削除しています。

冊子目録に記載されているデータ項目は、巻ごとに様々であり、現在は必須項目としている情報が無い場合があります。科学技術編の遡及入力においては、可能な限り現物の雑誌の調査などを実施して、必要なデータを補完するように努めています。そのため、入力作業の次年度にデータ整備を行い、NDL-OPAC(国立国会図書館蔵書検索・申込システム)<<http://opac.ndl.go.jp/index.html>>に搭載するサイクルをとっており、入力データは次年度中に公開となります。すでに・期作業分の約60万件をNDL-OPACに搭載し、公開しています。

NDL-OPACに公開している雑誌記事索引の総データ件数は、日々蓄積している新規入力データ、遡及入力データを合わせ、平成19年4月末現在で約800万件となりました。

(逐次刊行物課索引係)

<sup>注</sup> 1950～64年(第1～15巻)は『雑誌記事索引 自然科学編』。

## 国立国会図書館「日本目録規則 1987 年版改訂 3 版 第 4 章 地図資料」 適用細則について

当館では、地図資料の書誌データを「日本目録規則 1987 年版改訂 3 版」(以下「NCR87R3」)によって作成している。当館作成の書誌データの特徴については『地図資料の書誌データ』(『全国書誌通信』No.117(2004.3.15))のとおりだが、その後の運用の変更も踏まえ、このたびその適用細則を定め、平成 19 年 4 月から適用している。以下はその概要と全文である。

< 概要 >

### 1. 適用範囲

この適用細則は、NCR87R3 の「第 部 記述」のうち、「第 4 章 地図資料」の部分扱う。

### 2. 適用対象資料

和・国内刊行洋単行(アジア言語資料を除く)の一枚ものの地図資料および立体的な地図資料を対象とする。

冊子体の和地図資料については、『日本目録規則 1987 年版改訂 2 版第 2 章図書』和図書適用細則』(『全国書誌通信』No.122(2005.11.30))を適用する。ただし、住宅地図については、この適用細則の資料種別と数値データに関する事項を合わせて適用する。

### 3. 本則採用の原則

全国書誌作成機関として標準化を推進するために、NCR87R3 第 4 章本則を採用することを原則とする。

条文をそのまま適用する場合および適用しない場合は、条項番号と「適用」「非適用」の語句のみを示す。条文を変更して適用する場合は、条項単位で該当条文の全文を示す。

### 4. 物理単位に関する事項について

記述の対象(4.0.2.1)は単行資料を原則とするが、物理単位の記録(4.0.2.2)も併せて採用しており、「巻次、回次、年次等および部編名」は、独自の条項番号を設定している。

### 5. 条項の排列について

「記述すべき書誌的事項とその記録順序」(4.0.4)で定義した順序に従っているため、NCR87R3 にない独自の条項を設定した箇所については、条項番号順の排列になっていない。

### 6. 標目について

この適用細則では、資料の記述のみを扱い、標目付与には触れていない。標目付与については、『国立国会図書館「日本目録規則 1987 年版改訂版」和図書適用細則』(『全国書誌通信』No.103(1999.3.31))の標目の部を基準とする。ただし、漢字表記のない日本人・中国人・韓国人名は、その資料に表示されている形を標目形とすることもある。

### 7. 出力形式および記号法について

この適用細則はオンライン目録における書誌データの入力形式を定めることを主眼とするため、出力形式および区切り記号については原則として言及しない。ただし、書誌的事項の

例示においては ISBD 区切り記号を用いる。

この適用細則中では、区切り記号として用いるスペースを ， 記述中のスペースを で示す。

## 国立国会図書館「日本目録規則 1987 年版改訂 3 版 第 4 章 地図資料」適用細則

### 4.0 通則

この適用細則では、和・国内刊行洋単行（アジア言語資料を除く）の一枚ものの地図資料および立体的な地図資料を対象とする。冊子体の和地図資料については、『「日本目録規則 1987 年版改訂 2 版第 2 章図書」和図書適用細則』（『全国書誌通信』No.122（2005.11.30））を適用する。ただし、住宅地図については、この適用細則の資料種別と数値データに関する事項を合わせて適用する。

#### 4.0.1 記述の範囲

ある資料を他の資料から同定識別する第 1 の要素はタイトルである。しかし、同一タイトルの他の資料から、あるいは同一著作の他の版から、当該資料を同定識別するためには、資料種別、責任表示、版次、数値データに関する事項、出版・頒布等に関する事項、形態に関する事項、シリーズに関する事項等も記録しておく必要がある。また、その資料の付属資料とか内容細目なども記録することがある。

#### 4.0.2 記述の対象とその書誌レベル

4.0.2.1（記述の対象） 原則として、単行資料を記述の対象とする。単行資料は、固有のタイトルを有する単独に刊行された資料であり、次にあげるものも含む。

- ア) 本体と、形態的に独立しているが、固有のタイトルのない付録、補遺などからなるもの
- イ) セットものの一部をなしているもの
- ウ) シリーズの一部をなしているもの
- エ) 継続資料の一部をなしているもの（固有のタイトルをもつ別冊等）
- オ) 合刻資料（4.1.1.20 参照）

共通タイトルと巻次、回次、年次等からなるもの、共通タイトルと部編名や付録などの従属タイトルからなるものは、単行単位を分割し物理単位を記述の対象とする。

また、複製物はその原資料ではなく、複製物自体を記述の対象とする。

4.0.2.1A 個々の資料のほかに、グループ全体に固有のタイトルがある単行資料の集合（セットもの、シリーズ等）を記述の対象とすることができる。これらには次にあげるものを含む。

- ア) 固有のタイトルがある付録などと組み合わせて刊行されたもの
- イ) 地図資料が主体となった複合媒体資料

4.0.2.2（記録の書誌レベル） 記述の対象に応じて、次に示す書誌レベルの記録を作成する。構成部分の記録は、内容に関する注記として記録する（4.7.3.7F 参照）。

記述対象	記録の書誌レベル
単行資料	単行レベル
単行資料の集合	集合レベル

ただし、次の場合は、資料の 1 点ずつを記述対象とする物理単位の記録を作成する。

#### A. 単行単位の分割

- ア) 形態的に 2 点以上からなっているが、それぞれに固有のタイトルがない場合
- イ) 部編名や付録等従属タイトルをもつ場合

## B. 集合単位の分割

セットもの等で、表示形から著作者・出版者の意図（流通しているタイトル）をくみ取り、集合レベルを記述の対象とした場合、集合単位の分割をおこなう。

**4.0.2.3 (単行レベルの記録)** 単行資料を記述の対象とするときは、単行単位を記述の本体とする書誌的記録を作成する。その記録は、単行単位、集合単位または継続刊行単位、構成単位の順とする。集合単位または継続刊行単位はシリーズに関する事項、構成単位は内容細目として記録する。

**4.0.2.3A** 複数の集合単位もしくは構成単位があるときは、書誌階層において上位レベルのものから順次記録する。上下関係にないとき、関係が不明のときは、表示順に記録する。

**4.0.2.4 (集合レベルの記録)** 単行単位の集合を記述の対象とするときは、集合単位を記述の本体とする書誌的記録を作成する。

**4.0.2.4A** 記述の本体とした集合単位より上位レベルの集合単位があるときは、記述の本体とした集合単位のあとに、上位レベルのものから順次、シリーズに関する事項として記録する。

## 4.0.3 記述の情報源

**4.0.3.1 (記述の情報源)** 記述は、原則として、記述対象となる地図資料に表示されている事項をそのまま記録する。記述のよりどころとすべき情報源は、次の優先順位による。ただし、単行資料の集合（セットもの等）の場合には、解説書、袋等を優先させることもある。

- ア) 題字欄、またはそれに代わるもの
- イ) その地図資料のア) 以外の部分
- ウ) その地図資料に付属する解説書、袋等
- エ) その資料以外の情報源

**4.0.3.2 (各書誌的事項の情報源)** 各書誌的事項の情報源は次のとおりとする。

- ア) タイトルと責任表示……その地図資料から
- イ) 版……その地図資料から
- ウ) 数値データ……その地図資料から
- エ) 出版・頒布等……その地図資料から
- オ) 形態……その地図資料から
- カ) シリーズ……その地図資料から
- キ) 注記……どこからでもよい
- ク) 標準番号、入手条件・定価……どこからでもよい

### 4.0.3.2A 適用

**4.0.3.2B** 所定の情報源以外から得た情報は、補記の事実を示すため角がっこに入れて記録する（以下「補記する」）。

## 4.0.4 記述すべき書誌的事項とその記録順序

記述すべき書誌的事項とその記録順序は、次のとおりとする。

- ア) タイトルと責任表示に関する事項
  - (1) 本タイトル
  - (2) 資料種別
  - (3) 並列タイトル
  - (4) タイトル関連情報
  - (5) 巻次、回次、年次等および部編名
  - (6) 責任表示
- イ) 版に関する事項
  - (1) 版表示

- (2) 特定の版にのみ関係する責任表示
- (3) 付加的版表示
- (4) 付加的版にのみ関係する責任表示
- ウ) 数値データに関する事項
  - (1) 縮尺表示
  - (2) 投影法表示
  - (3) 経緯度・分点表示
- エ) 出版・頒布等に関する事項
  - (1) 出版地，頒布地等
  - (2) 出版者，頒布者等
  - (3) 出版年月，頒布年月等
  - (4) 製作項目（製作（印刷）地，製作（印刷）者，製作（印刷）年月）
- オ) 形態に関する事項
  - (1) 特定資料種別と資料の数量
  - (2) その他の形態的細目
  - (3) 大きさ
  - (4) 付属資料
- カ) シリーズに関する事項
  - (1) 本シリーズ名
  - (2) 並列シリーズ名
  - (3) シリーズ名関連情報
  - (4) シリーズに関係する責任表示
  - (5) シリーズの ISBN，ISSN
  - (6) シリーズ番号等およびシリーズの部編名
  - (7) 下位シリーズの書誌的事項
- キ) 注記に関する事項
- ク) 標準番号，入手条件に関する事項
  - (1) ISBN
  - (2) ISSN
  - (3) その他の標準番号
  - (4) 入手条件・定価

#### 4.0.5 記述の精粗

記述の精粗は原則として第2水準（標準の書誌的事項）を採用する。必要に応じて，若干の書誌的事項を加える。

**4.0.5.1 (数値データに関する事項の記述の精粗)** 4.3で規定するすべての書誌的事項を記録する。

#### 4.0.6 記録の方法

**4.0.6.1 (転記の原則)** 資料を記述するとき，次の書誌的事項は，原則として記述対象資料に表示されているままに記録する。ただし，特に別途規定されている場合を除く。

- ア) タイトルと責任表示に関する事項
- イ) 版に関する事項
- ウ) 出版・頒布等に関する事項
- エ) シリーズに関する事項

**4.0.6.1A** ローマ字，キリル文字などを用いる欧米諸言語の資料（以下「洋資料」）を記述する

場合、タイトルと責任表示に関する事項以外の部分では、『英米目録規則第2版(Anglo-American Cataloguing Rules. 2nd ed.)』(以下「AACR2」)の略語表(Appendix B-Abbreviations)で定められた略語を用いる。タイトルと責任表示には、注記を含めいかなる場合も略語を使用しない。

**4.0.6.2(目録用の言語・文字)** 数値データに関する事項、形態に関する事項、注記に関する事項などにおいては、特に記述対象から転記する必要がある事項以外、原則として日本語によって記録する。ただし、洋資料を記述する場合には、目録用の言語として英語を用いる。

**4.0.6.3(文字の転記)** 漢字は、原則として所定の情報源に使用されている字体で記録する。楷書以外の書体は楷書体に改める。かなはそのまま記録するが、変体がなは平がなに改める。簡体字は「中国簡化文字表」(『大漢和辞典』修訂第2版(大修館書店刊,1989-1990)附録)、『中日辞典』第2版(小学館刊,2003)により対応する漢字に置き換え、注記で説明を加える(4.7.3.1E参照)。

ローマ字、キリル文字等欧文文字は原則としてそのまま記録するが、大文字および句読点の使用法は、当該言語の慣行に従う。

Map of Africa

会社名・団体名、コンピュータ用語等のローマ字表記は、一般に通用している表示があれば、それを優先して採用する。

表示のとおり転記することが不可能なハングル、アラビア語等の文字は、日本語に置き換えたものを補記し、注記において説明を加える(4.7.3.1E参照)。その他の「JIS X 0208:1990」の外字の取り扱いは、「和図書データに使用する文字種取り扱い基準」(『全国書誌通信』No.100(1997.12.10))に従う。

[ソウル]

文字の大小の表示は再現せず、全部同一の大きさの文字で記録する。

洋資料を記述する場合、表示のとおり転記することが不可能なハングル、アラビア語等の文字は、“ALA-LC Romanization tables: transliteration schemes for non-Roman scripts”に従ってローマ字化したものを補記し、注記において説明を加える(4.7.3.1E参照)。

**4.0.6.4(数字の記録)** タイトルと責任表示に関する事項(巻次、回次、年次等および部編名を除く)、シリーズに関する事項(シリーズ番号等およびシリーズの部編名を除く)においては、ローマ数字を除き数字はそのままの形で転記する。ローマ数字は原則としてアラビア数字に置き換える。漢数字とアラビア数字等、情報源により表示の文字種が異なる場合、原則としてアラビア数字を記録する。表示の違いについては注記しない。その他の書誌的事項においては、数量や順序などを示す数字はアラビア数字とする。

**4.0.6.5(再現不能の記号等の記録)** 記号等は、原則としてそのまま記録する。表示のとおり転記することが不可能な記号等は、説明的な語句に置き換えたものを補記する。さらに必要があるときは注記において説明を加える(4.7.3.1E参照)。また、飾りとみなした場合は省略もしくは簡潔な記号に置き換える。記号の取り扱いは「和図書データに使用する文字種取り扱い基準」に従う。

**4.0.6.6(誤記、誤植)** 書誌的事項の明らかな誤りは正しい形に訂正し、誤った形は必要とみなせば注記する(4.7.3.0Aイ)参照)。

## 4.1 タイトルと責任表示に関する事項

### 4.1.0 通則

**4.1.0.1(書誌的事項)** 記録すべき書誌的事項と、その記録順序は次のとおりとする。

- ア) 本タイトル
- イ) 資料種別

- ウ) 並列タイトル
- エ) タイトル関連情報
- オ) 巻次, 回次, 年次等および部編名
- カ) 責任表示

#### 4.1.1 本タイトル

4.1.1.1 (本タイトルとするものの範囲) 資料に表示されているか, 表示がない場合でも, それによって資料が同定識別される固有の名称が本タイトルである。本タイトルとするもののなかには, 次に示すようなものがある。

ア) 総称的な語, 地名のみからなるもの

- 諸絵図
- 扉図
- 地図新編
- 東京
- 横浜港付近

イ) 縮尺表示など識別上必要な数や文字と不可分なもの(4.1.1.1B 参照)

- 1:25000 赤羽
- 20万分1 北海道実測地図

ウ) 本文と同一言語でない, 唯一のタイトル

A map of the world in Japanese

部編や付録等の従属タイトルは, 部編名として, 巻次, 回次, 年次等と同様に扱う(4.1.6.1 参照)。

4.1.1.1A 別タイトルは, タイトルの一部として表示されている場合は本タイトル, サブタイトルとして表示されている場合はタイトル関連情報として記録する。

内浦灣一名膽振灣(噴火灣)

#### 4.1.1.1A 別法 非適用

4.1.1.1B 本タイトルの上部もしくは前方に表示されている先行事項(冠称, 角書きなど, タイトルを限定修飾するもの, またはタイトルに関連して表示されているもの)でタイトル関連情報, 巻次, 回次, 年次等および部編名, 責任表示, 版次, 出版者名, シリーズ名のような書誌的事項と判定される事項がある場合には, 情報源における表示の順序にかかわらず, 当該書誌的事項の所定の記録順位に従って記録する。

ウォーキング・マップ : 府中市水と緑のネットワーク  
(情報源の表示: 府中市水と緑のネットワークウォーキング・マップ)

東伊豆単成火山群(小室山). - (1:10000 火山基本図)  
(情報源の表示: 1:10000 火山基本図東伊豆単成火山群(小室山))

ただし, これらの事項が本タイトルと分離不可能な場合には, 全体を本タイトルとして記録する(4.1.1.1イ)参照)。

平成7年国勢調査に関する地域メッシュ統計地図  
(情報源の表示: 平成7年国勢調査に関する地域メッシュ統計地図)

4.1.1.1C 所定の情報源に表示されているタイトルが相違しているときは, 適切と思われるタイトルを記録する。適切なタイトルとは, 詳しいタイトル 複数の情報源に共通するタイトル 本文の言語と一致するタイトルである。記録しなかった他のタイトルは必要に応じて注記する(4.7.3.1B 参照)。

4.1.1.2 (記録の方法) 原則として, 所定の情報源に表示されているままに記録する。本タイトルの一部分が2行書き, または小さな文字で表示されていても, 1行書きとし, 全部同じ大

きさの文字で記録する。

4.1.1.2A かなおよび欧文文字のルビは、本タイトルとしては記録せず、タイトル標目として記録する。漢字のルビは、該当する文言のあとに丸がっこを付して記録する。

4.1.1.2B 所定の情報源にタイトルの表示がない場合は、適切な情報源による本タイトルか、目録担当者が決定した簡潔で説明的な本タイトルを補記し、必要があればその情報源を注記する。本タイトルを補記する場合は、対象とする地理的範囲を示す語句を入れる。

[ 五百五十万分之一図オーストラリア鉄道全図 ]

4.1.1.2C 適用 (4.1.5.2E 参照)

豊浜港 : 日本・本州南岸・伊勢湾. 師崎港 : 日本・本州南岸・三河湾

#### 4.1.2 資料種別

4.1.2.1 (種別) 資料種別は「地図資料」を用いる。ただし、洋資料の場合は「cartographic material」を用いる。

##### 4.1.2.1A 適用

4.1.2.2 (記録の方法) 資料種別は本タイトルの直後に記録する。総合タイトルがない場合は、最初のタイトルのあとに記録する。

天白川洪水ハザードマップ [ 地図資料 ]

#### 4.1.3 並列タイトル

4.1.3.1 (並列タイトルとするものの範囲) 本タイトルとして選定するタイトルの別言語および別の文字(またはその一方)のタイトルで、所定の情報源に表示されており、この言語および別の文字(またはその一方)の本文があるもの。

4.1.3.1A 総合タイトルのない資料では、個々の著作の、別言語および別の文字(またはその一方)のタイトルを並列タイトルとする。

4.1.3.2 (記録の方法) 本タイトルに続けて、所定の情報源に表示されているままに記録するが、大文字の使用法は当該言語の慣行に従う(4.0.6.3 参照)。

日本近海の深さの図 = Depths of the adjacent of Japan

##### 4.1.3.2 別法 非適用

#### 4.1.4 タイトル関連情報

4.1.4.1 (タイトル関連情報とするものの範囲) タイトル関連の情報。本タイトルに対するもの以外に、総合タイトルのない場合の各著作のタイトルに対するものもある。情報源における表示の位置は、本タイトルのあとに続くものが多いが、タイトル先行事項として本タイトルの上部や前方に表示されていることもある。タイトル関連情報には、サブタイトル、作品形式や著作形式を含む。

4.1.4.2 (記録の方法) タイトル関連情報は、それのかかわる本タイトル(並列タイトルがある場合は、並列タイトル)に続けて記録する。同一著作者の2以上のタイトルに共通するタイトル関連情報は、それぞれのタイトルに続けて記録する。ただし、それぞれに記録することが適当でないと判断される場合には、最後のタイトルのタイトル関連情報として記録する。タイトル関連情報は、本タイトルとしたものとともに表示されているものを記録する。長いタイトル関連情報は、注記する(4.7.3.1C 参照)。

東京の寺社と大名庭園 : 天保十四(1843)年「御江戸大繪圖」で歩く

##### 4.1.4.2 別法 非適用

##### 4.1.4.2A 非適用

4.1.4.2B 2以上のタイトル関連情報があるときは、所定の情報源における表示順ではなく、本タイトルとの繋がり(強弱)の順で記録する。例えば、サブタイトルは作品形式より先に記録する。

西集廠 : 黒龍江省巴彥縣・呼蘭縣 : 略圖  
 硫黄島 : 日本・南西諸島 : 海底地質構造図

#### 4.1.6 巻次, 回次, 年次等および部編名

4.1.6.1 (巻次, 回次, 年次等および部編名とするものの範囲) 巻次, 回次, 年次等(以下「巻次等」)は, 資料の形態的に独立した部分に付された番号等による一定の順序づけである。巻次等の前後に, それを修飾する語がついているものもある。部編名(「付録」等の従属タイトルを含む)も巻次等と同様に扱う。

4.1.6.2 (記録の方法) 情報源に表示されている形で記録するが, 大文字の使用法は当該言語の慣行に従う。巻次等については, 数字はアラビア数字を用いる(4.0.6.4参照)。年次の省略形は完全形にして記録する。

巻5 (情報源の表示: 巻五)

第3章 (情報源の表示: 第参章)

2004 (情報源の表示: '04)

平成2年 (情報源の表示: 2年)

可能な部分はAACR2の略語表 (Appendix B-Abbreviations) で定められた略語を用いる(4.0.6.1A参照)。

v. 2 (情報源の表示: volume )

複数の巻次等が表示されているときは, 同格のものは丸がっこに入れて記録し, 下位のものはスペースに続けて記録する。同格の場合, 巻次または回次と年次の双方が表示されているときは年次を, 巻次等と部編名の双方が表示されているときは部編名を, 丸がっこに入れて記録する。情報源により西暦紀年と元号等で年次の表示が異なるときは, 顕著なものを記録する。情報源に巻次等とともに巻次等と同格の版表示が表示されているときは, 巻次等を記録し, 版表示は記録しない(4.2.1.2参照)。

第3回 (2000年)

2000年 第1回

その1 (東部編)

情報源に表示されていない場合でも, 識別のため必要なときは, 巻次等を補記する。

#### 4.1.5 責任表示

4.1.5.1 (責任表示とするものの範囲) 責任表示の範囲は, 直接的な著作者, すなわち編さん者, 製作者, 画家などのほか, 間接的な著作者である編者, 訳者, 監修者なども含む。

4.1.5.1A 本タイトル, タイトル関連情報およびシリーズ名中表示されている著作者名等は, 著作責任が強いとみなせば, 責任表示としても記録する。役割を示す語句は補記する。

岐阜県関係二万分一地形図 : 大日本帝国陸地測量部明治24年測図 / 大日本帝国陸地測量部 [製作]

4.1.5.1B 2以上の個人や団体が表示されている場合, 次のようにする。

ア) 同一の役割を果たしているときは, その数にかかわらずこれら全体を一つの責任表示とする。

たうんまっぷ大連 / 川村幸一, 辻武治著

イ) 原著者と翻訳者のように, 異なる役割を果たしているものがあるときは, その役割ごとに別個の責任表示とする。

覆刻仙臺市全圖 / 佐藤茂吉著 ; イービー風の時編集部編

4.1.5.1C 一つの責任表示に記録する個人名や団体名の数があるときはそのまま記録し, 4以上のときは, 主なもしくは最初の名称の一つを記録し, 他は原則として「ほか」(洋資料を記述する場合は「et al.」)と補記して省略する。記録しなかった個人名や団体名は必要とみ

なせば注記する(4.7.3.1D参照)

- 4.1.5.2 (記録の方法)** その記述対象の著作者(個人または団体)あるいはその著作に関与した副次的な著作者(原著者, 編者, 訳者, 校訂者等)と役割を示す語句(著, 共著, 作, 文, 画, 撮影, 編, 編著, 編纂等)を記録する。役割を示す語句の中で, 著作は「著」, 編集は「編」, 翻訳は「訳」に省略する。その他の語句(編集責任, 責任編集, 総編集, 総監修, 企画・編集等)は表示のままに記録する。

国土地理院著  
 関東地区地盤沈下調査測量協議会編  
 自然観察研究会編集執筆  
 村松昭作・絵

和資料については, 役割を示す語句が外国語のみの場合は, 当該言語を日本語に訳し, 補記する。

[著](情報源の表示: by)  
 [編](情報源の表示: edited by)  
 [編纂](情報源の表示: compiled by)  
 [撮影](情報源の表示: photo)

洋資料の場合には, 役割を示す語句も責任表示に含めて記録する。

compiled by National Institute of Polar Research

かなで表示されている外国人名は, イニシアルにはピリオド(.), 姓名の間は中黒(・)を付ける。複合姓やミドルネーム等の区切り記号は表示のままとする。

責任表示には, 所定の情報源のうちもっとも適切な表示を選んで記録する。原綴形とかな形が表示されている場合, 原則としてかな形を記録する。ただし, 洋資料を記述する場合は, 外国語形を記録する。団体名ではもっとも詳しい形を適切な表示とみなす。

- 4.1.5.2A** 責任表示が2以上ある場合の記録順序は, 情報源上の表示による。

- 4.1.5.2B** 団体の名称が内部組織を含めて表示されているときは, 情報源における表示のとおり  
 に記録する。

- 4.1.5.2C** 情報源に表示されていない語句等を, 必要とみなした場合は責任表示として補記する。古典等で著作者が容易に判明した場合は補記する。日本人は姓もしくは名の場合, 表示されていない名もしくは姓を補記する。内部組織名のみ表示されている不完全な団体名は, 必要とみなせば上部組織名を補記する。

伊能中圖 : 大日本沿海實測圖 / [伊能忠敬][作]

京都市の主な出資法人の概要 / [京都市]総務局総務部行政改革課編

情報源の表示に役割を示す語句がない場合, またはタイトルと責任表示に記録した個人や団体との関連を明らかにする必要がある場合は, これを補記する。

- 4.1.5.2D** 識別上必要でないとき, 次のものは省略する。

ア) 学位, 役職名等の肩書, 所属団体名やそのイニシアル, 郷貫, 号, 字, 居住地など

丹羽太左衛門(情報源の表示: 農学博士丹羽太左衛門)

イ) 丸がっこに入っている同格の名称

国立国会図書館(情報源の表示: 国立国会図書館(National Diet Library))

ウ) 団体名の冒頭に表示されている法人組織等を示す語句。後に付される法人組織等を示す語句は省略しない。

日本地図センター(情報源の表示: 財団法人日本地図センター)

エ) 団体の創立の動機, 趣旨を示す語句

オ) 役所・役場の語句

三鷹市(情報源の表示:三鷹市役所)

ただし、例外として次のような場合は省略しない。

- ア)省略すると名もしくは姓のみとなる場合
- イ)識別のために称号、尊称、敬称などが必要な場合
- ウ)世系
- エ)山号
- オ)旧姓

4.1.5.2E 総合タイトルのない資料の場合、収録されている著作ごとに責任表示を記録する。各著作に共通の責任表示も省略せずそれぞれ記録する(4.1.1.2C参照)。

## 4.2 版に関する事項

### 4.2.0 通則

4.2.0.1(書誌的事項) 記録すべき書誌的事項とその記録順序は、次のとおりとする。

- ア)版表示
- イ)特定の版にのみ関係する責任表示
- ウ)付加的版表示
- エ)付加的版にのみ関係する責任表示

### 4.2.1 版表示

4.2.1.1(版表示とするものの範囲) 版表示には、通常、序数と版、または他の版との差を示す「改訂」とか「新」という語と「版」という用語が結びついた形がある。これに若干の語句が付加されていることもある。

4.2.1.1A 印刷原版、マスター等は同一であっても外装に差があり、かつ特定の版として表示されているものは版として扱う。

新装版  
復刻版

4.2.1.1B 版として表示されていても、実際は他の書誌的事項に相当する場合は、他の書誌的事項として扱う。

- ア)巻次等に相当する場合は、巻次等として記録する。
- イ)異版がない場合、本タイトルを修飾するものは、必要とみなせばタイトル関連情報として記録する。

カラー版  
縮刷版

4.2.1.1C 刷次は原則として記録しない。ただし、刷次の表示中に特に改訂、増補等の表示があれば、これを版表示または付加的版表示として記録する。

第2刷補訂  
第3版、第7刷補訂

4.2.1.2(記録の方法) 情報源における表示のまま記録し、補記した事項は角がっこに入れる。情報源により版表示が異なる場合は、顕著なものを記録する。

改訂新版  
増補版  
再版  
[ハングル版]

次の版表示は記録しない。

- ア)初版
- イ)他の書誌的事項と結合していて、すでに他の箇所では記録されている版表示

ウ) 情報源に巻次等とともに表示されている, 巻次等と同格の版表示(4.1.6.2 参照)

総合タイトルのない資料の各著作の版次は, 版表示としてではなく, タイトル関連情報として記録する。

4.2.1.2A 数字はアラビア数字に置き換える(4.0.6.4 参照)。外国語の版表示の場合, 可能な部分は AACR2 の略語表 (Appendix B-Abbreviations) で定められた略語を用いる。大文字の使用法は当該言語の慣行に従う。

第2版(情報源の表示: 第二版)

2nd ed. (情報源の表示: second edition)

#### 4.2.2 特定の版にのみ関係する責任表示

4.2.2.1 (責任表示とするものの範囲) 当該資料の次に示す版にのみ関係する著作者などとする。

ア) 特定の一つの版にのみ関係しているとき

イ) 2以上の版に関係しているが, すべての版には関係していないとき(その諸版すべてに関係する責任表示は4.1.5による)

4.2.2.2 (記録の方法) 版表示に続けて記録する。記録の方法は4.1.5.2による。

#### 4.2.3 付加的版表示

4.2.3.1 (付加的版表示とするものの範囲) 一つの版グループ中の特定版に関するあらゆる種類の版表示を含む。

4.2.3.2 (記録の方法) 記録の方法は4.2.1.2による。

#### 4.2.4 付加的版にのみ関係する責任表示

4.2.4.1 (責任表示とするものの範囲) 付加的版にのみ関係する著作者等。

4.2.4.2 (記録の方法) 付加的版表示に続けて記録する。記録の方法は4.1.5.2による。

### 4.3 数値データに関する事項

#### 4.3.0 通則

##### 4.3.0.0 (記述の意義) 適用

4.3.0.1 (書誌的事項) 記述すべき書誌的事項とその記録順序は, 次のとおりとする。

ア) 縮尺表示

イ) 投影法表示

ウ) 経緯度・分点表示

4.3.0.2 (区切り記号法) この適用細則では規定しない。

#### 4.3.1 縮尺表示

4.3.1.1 (縮尺表示とするものの範囲) 縮尺表示には, 水平方向の縮尺表示, 垂直方向の縮尺表示(立体的縮尺表示), 星図の縮尺表示がある。これらの縮尺がすでに本タイトルまたはタイトル関連情報の一部として記録されている場合でも, 記録する。分図の縮尺表示は, 原則として記録しないが, 必要に応じて注記する(4.7.3.7B 参照)。

4.3.1.2 (記録の方法) 縮率が表示されている場合, 縮尺は縮率「1: 」として記録する。数字1と後項とはコロンで区切り, その前後にスペースは置かない。縮率の前に「縮尺」という用語は添えない。

1: 50000

(地図資料には「1/50000」, 「5万分の1」, 「1:50,000」と表示されていることがある)

4.3.1.2A 縮率が表示されておらず, 縮尺表示が図示または語句等によるとき, 縮率を計算によって求めるか, 表示のとおり記録することができる。縮率を計算によって求めた場合は, 縮率の前に「約」(洋資料を記述する場合は「ca.」)という語を付加して, 縮率を補記する。また計算の元になる単位が歴史的, 地域的な理由から縮率が正確を期さないと判断する場合には

これを省略し必要があれば注記する。

[約1:25000]

1寸1町

1:59304960 または赤道上の1インチ936マイル

4.3.1.2B 縮率が所定の情報源に表示されていないために、他の資料によって縮尺を示す場合は、縮率を補記する。

[1:63360]

4.3.1.2C 縮尺によらない描き方の地図資料、あるいはなんらかの縮尺によって描かれているが縮尺表示がない地図資料については「縮尺表示なし」(洋資料を記述する場合は「Scale not given」)と補記する。

4.3.1.2D 適用

4.3.1.2E 記述対象中に3以上の縮尺がある場合、最大値と最小値がわかっているときは、両者の縮尺をハイフンで結んで記録する。最大値と最小値がともにわからないときは、「縮尺決定不能」(洋資料を記述する場合は「Scales differ」)と補記する。

1:15000-1:25000

[約1:10000]-1:50000

記述対象が一図の場合で、縮尺が一様でないときは「縮尺不定」(洋資料を記述する場合は「Scale varies」)と補記し、必要に応じて縮尺の特徴を簡潔に注記する(4.7.3.3C参照)。

4.3.1.2F 適用

4.3.1.2G 適用

4.3.2 投影法表示

4.3.2.1 (投影法表示とするものの範囲) 適用

4.3.2.1 任意規定 適用

4.3.2.2 (記録の方法) 投影法表示は、投影法の名称を記録する。

ユニバーサル横メルカトル図法

ランベルト正角円錐図法

4.3.3 経緯度・分点表示

4.3.3.1 (経緯度・分点表示とするものの範囲) 適用

4.3.3.2 (記録の方法) 経緯度表示は、地図資料の包摂する地域の最大範囲を、縮尺表示または投影法表示に続けて記録する。記録にあたっては、地図資料の最西端(経度)、最東端(経度)、最北端(緯度)、最南端(緯度)の順序に経度・緯度ともに60進法(ただし、度については360度)により、度(°)、分(')、秒(")で記録する。

原則として、経度はグリニッチ主基準線から記録する。ただし、他の基準線から記録する場合は、その基準線の名称を注記する(4.7.3.3D参照)。北緯はN(Northの略)、南緯はS(Southの略)、西経はW(Westの略)、東経はE(Eastの略)と記録する。

記録の形は(経度-経度/緯度-緯度)とする。それぞれ対になった経度と緯度とは斜線で区切る。斜線の前後にスペースは置かない。経度同士、緯度同士はハイフンで区切る。ハイフンの前後にスペースは置かない。経緯度表示全体は丸がっこに入れる。

(E119°30'-E122°/N25°-N22°)

4.3.3.2A 星図については、赤道座標における緯度(赤緯)・経度(赤経)によって包摂される天体の範囲を記録する。

赤緯は星図の中心、または北端および南端における天体の位置を角度で記録する。

赤経は星図の中心、または東端および西端における天体の子午線通過時刻を地方恒星時で記録する。

記録にあたっては「ゾーン」(洋資料を記述する場合は「zone」)の語に続けて赤緯を記録し、そのあとに赤経を記録し、全体を丸がっこに入れる。

(ゾーン+30°, 2時18分)

4.3.3.2B 星図の分点表示は、「分点」(洋資料を記述する場合は「eq.」)の語のあとに年を記録し、全体を丸がっこに入れる。

(分点 1950)

#### 4.4 出版・頒布等に関する事項

##### 4.4.0 通則

4.4.0.1 (書誌的事項) 記録すべき書誌的事項と、その記録順序は次のとおりとする。

ア) 出版地, 頒布地等

イ) 出版者, 頒布者等

ウ) 出版年月, 頒布年月等

エ) 製作項目(製作(印刷)地, 製作(印刷)者, 製作(印刷)年月)

##### 4.4.1 出版地, 頒布地等

4.4.1.1 (出版地, 頒布地等とするものの範囲) 所定の情報源において, 出版者(もしくは頒布者)名と関連して表示されている地名(市, 町, 村)のことで, 2以上の出版者名があるときは, 顕著な出版者名(もしくは最初の出版者名)と関連する地名である。情報源において, 出版者の表示がなくても, その出版物の出版地(もしくは頒布地)として示されていることがある。

4.4.1.1A 出版地の表示がないときは, 頒布地を記録する。

4.4.1.1B 同一出版者に2以上の出版地があるときは, 顕著なもの, 最初のものの順で, 一つの出版地を選定する。2言語以上で表示されているときは, 本タイトルまたは本文の言語と一致するものを記録する。洋資料を記述する場合, 2以上の出版地があり, そのうちの一つが日本の出版地であるときは, これを選定する。

4.4.1.1C 出版者とそれに対応する出版地が2組以上表示されている場合, 顕著なもの, 最初のものの順で, 一つの組を選択して記録する。

4.4.1.1D 出版地と頒布地双方の表示があるときは, 頒布地を出版地, 出版者, 出版年月のあとに記録する(4.4.2.1C参照)。

4.4.1.2 (記録の方法) 日本の出版地は, 出版者が所在している市町村名を所定の情報源に表示されているままに記録する。ただし, 市名の「市」もしくは「市」にあたる表記は記録しない。東京都特別区は「東京」のみ, もしくは「東京」にあたる表記で記録する。

東京

Tokyo

古地名, 外国地名は所定の情報源に表示されている出版地をそのまま記録する。大文字の使用法は当該言語の慣行に従う。

4.4.1.2A 識別上必要があるときは, 市町村名に都道府県名を付記する。町村名は識別上必要なので必ず付記する。また, 同一都道府県に同一町村名があると判明したときは, 郡名まで付記する。

府中(東京都)

府中(広島県)

寒川町(神奈川県)

外国地名には, 識別上必要があるときは, 国名, 州名を付記する。

4.4.1.2B 出版地が所定の情報源に表示されていないときは, 調査等により推定した出版地を補記する。推定できず, 代替情報として頒布地も記録できないときは, 「出版地不明」(洋資料を

記述する場合は「S.I.」と補記する。

4.4.1.2C 外国の出版物で出版地が不明のとき、出版国の表示があれば国名を記録する。大文字の使用法は当該言語の慣行に従う。

#### 4.4.2 出版者、頒布者等

4.4.2.1 (出版者、頒布者等とするものの範囲) 記述対象資料の出版、頒布、公開、発行等について責任がある個人もしくは団体の名称、またはそれが識別できる表示。近代的な出版・流通制度が確立していない場合、出版関係の機能と物としての製作の機能が混在していることがあるが、このような場合は、これらの機能を果たしている個人または団体を含む。

4.4.2.1A 出版者の表示がないときは、頒布者を記録する。

4.4.2.1B 2以上の出版者等の表示があるときは、顕著なもの、最初のものの順で一つを選択する。2言語以上の表示があるときは、本タイトルまたは本文の言語と一致するものを記録する。記録しなかった出版者は注記する。ただし、情報源により出版者の表示形が異なるときは注記しない(4.7.3.4参照)。

4.4.2.1C 頒布者を出版地、出版者に続けて記録する(4.4.1.1D参照)。記録の方法は、出版地、出版者、頒布地、頒布者の順とし、「発売」など、頒布者の果たしている役割を示す語句を付記する。

4.4.2.2 (記録の方法) 出版者は、所定の情報源に表示されている名称を記録する。ただし、法人組織を示す語句や役所・役場の語句および名称を修飾する語句は省略する。内部組織名のみ表示されている不完全な団体名は、必要とみなせば上部組織名を補記する。外国の出版者名は表示形のままだに記録するが、大文字の使用法は当該言語の慣行に従う。

日地出版(情報源の表示:日地出版株式会社)

奥多摩町(情報源の表示:奥多摩町役場)

三好企画(情報源の表示:美術の図書三好企画)

[社会民主党]機関紙宣伝局(情報源の表示:機関紙宣伝局)

4.4.2.2A 堂号、屋号が表示されている場合はそれらも含めてそのまま記録する。屋号に続けて姓名が表示されている場合でも、姓は省略しない。

伊勢屋額田正三郎

4.4.2.2B 出版者と頒布者双方が所定の情報源に表示されていないときは、「出版者不明」(洋資料を記述する場合は「s.n.」)と補記する。ただし、その資料から容易に出版者名が推定できるときは推定した出版者を補記する。

4.4.2.2C 頒布者とこれに対応する頒布地が、出版者と出版地に代わるものであるときはこれらを記録し、頒布者に「発売」(洋資料を記述する場合は「distributor」)と付記する。2以上の頒布者の表示があるときは、顕著なもの、最初のものの順で、洋資料を記述する場合は、国内のもの、最初のものの順で、それぞれ一つを選択して記録する。記録しなかった頒布者は注記しない。

#### 4.4.3 出版年月、頒布年月等

4.4.3.1 (出版年月、頒布年月等とするものの範囲) 当該資料の出版、頒布、公開、発行等の年月。その地図資料の属する版が最初に刊行された年月とする。月の表示がないときは、年のみ記録する。

その資料に初刷の出版年月の表示がなく、2刷以降の出版年月の表示があるときは、その出版年月を記録し、刷次を付記する。

1997.6(第3刷)(情報源の表示:1997.6第3刷発行)

4.4.3.1A 出版年月の表示がないときは、頒布年月を記録する。これらの表示がないときは著作権表示年を、その表示もないときは製作(印刷)年月を記録する。この場合、頒布年月と製作

(印刷)年月の後ろには「発売」「製作(印刷)」などの役割を示す語句を、著作権表示年の前には著作権を示す「c」を付加する。

1988.5 発売

1976 製作

c2001

**4.4.3.2(記録の方法)** 出版年月等は、それが関連する出版者、頒布者等の名称のあとに、「年・月」の形でアラビア数字を用いて記録する。出版年月等が出版者と頒布者に共通するときは、出版者の名称のあとに記録する。

**4.4.3.2A** 出版年月等は、原則として西暦紀年で記録する。

**4.4.3.2B** 出版年月等が2か月以上にわたるときは、刊行開始の年月と終了の月または年月をハイフンでつないで記録する。

1996.3-10

1996.3-1997.5

**4.4.3.2C** 不正確な出版年月は補正したものを記録し、不正確な表示形は注記する(4.7.3.0Aイ参照)。

1936.5(注記:「出版年月(誤植):1963.5」)

**4.4.3.2D** 出版年月、頒布年月、著作権表示年、製作(印刷)年月のいずれも表示がないか、不明のときは、調査等により推定した出版年月を補記する。不明な部分はハイフンで記録する。

[1995](1995年と推測)

[199-](1990年代と推測)

[19--](1900年代と推測)

**4.4.4 製作項目(製作(印刷)地、製作(印刷)者、製作(印刷)年月)**

**4.4.4.1(製作項目とするものの範囲)** 製作項目には、その資料が製作(印刷)された土地の名称(製作(印刷)地)、その製作(印刷)に責任を有する個人や団体の名称(製作(印刷)者)、および製作(印刷)された年代、日付(製作(印刷)年月)がある。

**4.4.4.1A** 製作項目は、非刊行物の場合か、出版項目が不明の場合に記録する。

**4.4.4.2(記録の方法)** 製作項目を出版項目の代わりに記録し、製作(印刷)者名に「製作」「印刷」等の語句を付記し、製作(印刷)年月に「製作」「印刷」等の語句を付加する。

**4.5 形態に関する事項**

**4.5.0 通則**

**4.5.0.1(書誌的事項)** 記録すべき書誌的事項と、その記録順序は次のとおりとする。

ア) 特定資料種別と資料の数量

イ) その他の形態的細目

ウ) 大きさ

エ) 付属資料

**4.5.1 特定資料種別と資料の数量**

**4.5.1.1(記録するものの範囲)** 当該記述対象資料の属する特定資料種別の名称と資料の枚(個)数。

**4.5.1.1A** 地図資料の特定資料種別は、下記の用語から選んで記録する。和資料については日本語、洋資料については英語を用いる。また、適切な用語がない場合は、別途用語を定めることとする。

地図 map

ダイアグラム diagram

断面図 profile

対景図 view  
 リモート・センシング図 remote-sensing image  
 地球儀 globe  
 天球儀  
 模型  
 掛図

#### 4.5.1.1A 任意規定 非適用

#### 4.5.1.1A 別法 非適用

4.5.1.2 (記録の方法) 特定資料種別とその数量を記録する。一枚ものの地図資料は枚数か舗数で、地形模型、地球儀、天球儀等は基数で記録する。

地図 2 枚  
 地図 1 舗  
 模型 6 基  
 地球儀 1 基  
 掛図 1 軸

4.5.1.2A 枚数が図数より多いときは、必要に応じて枚数のあとに図数を付記する。

地図 4 枚 (1 図)

#### 4.5.2 その他の形態的細目

4.5.2.1 (記録するものの範囲) 適用

4.5.2.2 (記録の方法) 適用

地図 1 枚 : 石版, 3 色刷  
 地図 1 枚 : 4 色刷  
 地図 1 枚 : 写真  
 模型 6 基 : プラスティック製  
 地球儀 1 基 : 木製

#### 4.5.3 大きさ

4.5.3.1 (大きさとするものの範囲) 記述対象資料の寸法(高さ, 幅, 奥行など)。地図そのものの大きさでなく, 地図の記録媒体である紙やプラスチック等の大きさを記録する。

4.5.3.1 別法 非適用

4.5.3.2 (記録の方法) 適用

4.5.3.2A 2 点以上からなる, 大きさの異なる資料は, 最小のものと最大のものをハイフンで結んで記録する。必要があれば個々の大きさを内容細目に記録する(4.7.3.7F 参照)。

69 × 35-78 × 92cm

4.5.3.2B 畳ものは広げた形の縦, 横の長さを「×」印で結んで記録し, 折りたたんだ時の外形の高さを丸がっこに入れて付記する。必要に応じて広げた形の大きさを省略することもできる。

74 × 101cm (折りたたみ 27cm)

折りたたみ 21cm

4.5.3.2C 適用

#### 4.5.4 付属資料

4.5.4.1 (付属資料とするものの範囲) ある地図資料と同時に刊行され, その地図資料とともに利用されている付属物。複合媒体資料の別個の部分も含む。

4.5.4.2 (記録の方法) 付属資料の数量を記録する。必要に応じて資料の種類・特性やタイトル・責任表示, ISBN を記録し, 大きさ等を付記する。

解説書 (38p 21cm)

1冊(80p 26cm): 地盤沈下関連調査資料(南魚沼地区)

#### 4.6 シリーズに関する事項

##### 4.6.0 通則

4.6.0.1 (書誌的事項) 記録すべき書誌的事項と、その記録順序は次のとおりとする。

- ア) 本シリーズ名
- イ) 並列シリーズ名
- ウ) シリーズ名関連情報
- エ) シリーズに関係する責任表示
- オ) シリーズの ISBN, ISSN
- カ) シリーズ番号等およびシリーズの部編名
- キ) 下位シリーズの書誌的事項

4.6.0.2 (2以上のシリーズ表示) 記述対象資料が2以上のシリーズに属している場合、それぞれのシリーズの書誌的事項を記録する。記録の優先順位は、

- ア) 対象資料におけるそれぞれのシリーズの表示がある情報源が異なるときは、所定の情報源の優先順位を、記録する優先順位とする。
- イ) 情報源が同一のときは、選択した情報源上のシリーズ表示の順序による。

(国土地理院技術資料 ; D・1-no.388) (都市圏活断層図)

##### 4.6.1 本シリーズ名

4.6.1.1 (本シリーズ名とするものの範囲) 所定の情報源に表示されている、シリーズ固有の名称。

4.6.1.1A シリーズに関する事項に記録する本シリーズ名は、最上位書誌レベルの本タイトルとする。

4.6.1.2 (記録の方法) 所定の情報源に表示されているままに記録する(4.1.1.2参照)。

##### 4.6.2 並列シリーズ名

4.6.2.1 (並列シリーズ名とするものの範囲) 本シリーズ名の別言語および別の文字(またはその一方)のシリーズ名(4.1.3.1参照)。

4.6.2.2 (記録の方法) 本シリーズ名に続けて、所定の情報源に表示されているままに記録する。

##### 4.6.3 シリーズ名関連情報

4.6.3.1 (シリーズ名関連情報とするものの範囲) 本シリーズ名の関連情報。

4.6.3.1A シリーズに関係する版表示は、シリーズ名関連情報として記録する。

(ユニオンマップ : ワイド版)

4.6.3.2 (記録の方法) 本シリーズ名に対する必要な補足となる場合で、資料に表示されているときに記録する。

##### 4.6.4 シリーズに関係する責任表示

4.6.4.1 (シリーズに関係する責任表示とするものの範囲) シリーズに関係する責任表示のすべて。

4.6.4.1A 本シリーズ名およびシリーズ名関連情報中表示されている著作者名等は、著作責任が強いとみなせば、責任表示としても記録する。役割を示す語句は補記する(4.1.5.1A参照)。

4.6.4.2 (記録の方法) 所定の情報源に表示されているままに記録する。情報源に表示されていない語句等を、必要とみなせば補記する。情報源の表示に役割を示す語句がないとき、またはシリーズ名と責任表示に記録した個人や団体との関連を明らかにする必要があるときは、これを補記する。

##### 4.6.5 シリーズの ISBN, ISSN

**4.6.5.1 (シリーズの ISBN, ISSN とするものの範囲)** ISBN は日本図書コードのうち ISBN の文字を冠した部分およびその他の国で付与された ISBN で、セットもの全体またはシリーズに付与されたもの。ISSN は ISSN ネットワークが当該シリーズに付与する ISSN。

**4.6.5.2 (記録の方法)** 4.8.1.2 による。セットもの全体またはシリーズに付与された ISBN は、「set」と付記して記録する。不正確な番号が表示されている場合は、正しい番号が判明すればこれを記録し、不正確な番号は、エラーコードとして記録する(4.8.1.2 参照)。

#### **4.6.6 シリーズ番号等およびシリーズの部編名**

**4.6.6.1 (シリーズ番号等およびシリーズの部編名とするものの範囲)** シリーズ番号等は、その資料の、シリーズ内における番号等による順序づけ(巻次、回次、年次等を含む)である。番号の前後に、それを修飾する語句がついているものもある。シリーズの部編名(「付録」等の従属タイトルを含む)もシリーズ番号等と同様に扱う。

**4.6.6.2 (記録の方法)** 所定の情報源に表示されているままに記録するが、数字はアラビア数字とし、大文字の使用法は当該言語の慣行に従う(4.1.6.2 参照)。

**4.6.6.2A** 2 以上の巻号が連続するときは、最初と最後の巻号を記録し、連続していないときは原則として列記する。

#### **4.6.7 下位シリーズの書誌的事項**

**4.6.7.1 (下位シリーズ名とするものの範囲)** 本シリーズ名の下位書誌レベルのシリーズ名。本シリーズ名とともに表示されていなくてもよい。下位シリーズ名は、本シリーズ名と密接に関連していることも、関連していないこともある。

**4.6.7.2 (記録の方法)** 本シリーズに続けて、本シリーズと同様に記録する。

**4.6.7.2A** 下位シリーズの並列シリーズ名、シリーズ名関連情報、責任表示、ISBN、ISSN は、本シリーズに関連する事項と同様に記録する。

**4.6.7.2B** 下位シリーズ内のシリーズ番号等および部編名の記録は 4.6.6.2 による。

### **4.7 注記に関する事項**

#### **4.7.0 通則**

**4.7.0.1 (書誌的事項)** 記録すべき注記とその記録順序は次のとおりとする。

- ア) 下記の特定事項に属さない注記
- イ) タイトルと責任表示に関する注記
- ウ) 版および書誌的来歴に関する注記
- エ) 数値データに関する注記
- オ) 出版・頒布等に関する注記
- カ) 形態に関する注記
- キ) 内容に関する注記

#### **4.7.1 注記**

**4.7.1.1 (注記とするものの範囲)** 注記は、各書誌的事項の記述に説明を加える必要があると認めたとときに記録する。また、その資料の記述に関連する内容についても必要があれば記録する。

#### **4.7.2 記録の方法**

2 以上の注記があるときは、それらが関連する書誌的事項の記録順序に従って、記録の順序を定める。ただし、タイトル以下の特定事項に属さない注記はその内容にかかわらず、最初に記録する。特定の事項に関する複数の注記は、スペースに続けて記録する。

**4.7.2.1 (2 以上の特定事項に関する注記)** 2 以上の特定の事項に関する注記は、一括して記録することができる。

タイトル・責任表示は簡体字表記

### 4.7.3 注記の種類

#### 4.7.3.0 (下記の特定事項に属さない注記)

##### 4.7.3.0A

ア) 記述の他の部分で明確でない場合には、地図の性質、対象範囲、地図中の見出しや地名表示や説明の言語を注記する。

「北海道1」「北海道2」「東北」「関東」「中部・近畿」「中国・四国」「九州1」「九州2」に分割

「伊能中図集成日本全図」とも

英語併記

イ) 誤記、誤植(4.0.6.6, 4.4.3.2C 参照)

#### 4.7.3.1 (タイトルと責任表示に関する注記)

4.7.3.1A 本タイトルを地図資料本体以外の部分から記録した場合には、その情報源を注記する。  
タイトルはホルダーによる

4.7.3.1B 情報源によってタイトルの表示が異なるときは、記録しなかった他のタイトルを必要に応じて注記する(4.1.1.1C 参照)。表記の微細な違いについては注記しない。異なるタイトルが並列タイトル、タイトル関連情報、シリーズ名、部編名の場合は注記しない。

図のタイトル: 近江八幡(本タイトル: 「近江八幡地域の地質」)

4.7.3.1C タイトルと責任表示に関する事項で記録しなかったタイトル関連情報を注記する(4.1.4.2 参照)。

4.7.3.1D タイトルと責任表示に関する事項で記録しなかった責任表示を必要とみなせば注記する(4.1.5.1C 参照)。記録しなかった責任表示が4以上の場合の一つを記録して他は「ほか」(洋資料を記述する場合は「et al.」)として省略する。

地質調査(平成13-16年): 吉川敏之, 栗本史雄, 青木正博

4.7.3.1E 表示のとおり転記することが不可能な文字、記号等が使用されている場合は、注記する(4.0.6.3, 4.0.6.5 参照)。

タイトルは簡体字表記

責任表示はハングル表記

#### 4.7.3.2 (版および書誌的来歴に関する注記)

ア) 版および書誌的来歴 その資料とその資料の他の版または他の資料との関係を説明する必要があるときは注記する。

原図は英国版1912年乃至1936年印度百万分一図による

明治28年測量昭和25年第3回修正測量 本図は応急に測量原図からそのまま製版したものである

イ) 複製物の原資料 複製された原資料についての必要事項を注記する。

陸地測量部1942年刊の複製

「東都青山絵図」(金鱗堂尾張屋清七嘉永6年丑夏新刻)の複製

東京国立博物館蔵の複製

駒沢大学所蔵資料を国立国会図書館で電子式複写したもの

#### 4.7.3.3 (数値データに関する注記)

4.7.3.3A 星図に描かれた星の光度等級の範囲を、「光度の範囲」(洋資料を記述する場合は「Limiting magnitude」)の語のもとに最大限22までの数字で注記する。

光度の範囲3.5

#### 4.7.3.3B 適用

4.7.3.3C 縮尺が一様でないときや縮尺表示が明確でなかった場合は、必要に応じてその資料の

縮尺の特徴を簡潔に注記する(4.3.1.2E 参照)。

中央部の縮尺は1:25000

4.7.3.3D グリニッチ主基準線以外から経度を記録する場合は、その基準線の名称を注記する(4.3.3.2 参照)。

4.7.3.4 (出版・頒布等に関する注記) 出版・頒布等に関する事項に記録しなかった他の出版者を注記する。記録しなかった出版者が4以上の場合の一つを記録して他は「ほか」(洋資料を記述する場合は「et al.」)として省略する。

共同刊行：支那駐屯軍司令部

情報源により出版者の表示形が異なるときは注記しない(4.4.2.1B 参照)。

4.7.3.5 (形態に関する注記)

ア) 大きさについて説明する必要があるときは注記する。

イ) 印刷、複写の種類について説明する必要があるときは注記する。

謄写版(手書きの場合)

電子式複写

青写真

ウ) 装丁について説明する必要があるときは注記する。

和装

エ) 容器について説明する必要があるときは注記する。

箱入

帙入

ホルダー入

筒入

外箱入

4.7.3.5A 地形の高低が彩色、陰影等により表示されているときは、必要に応じてその描写法を注記する。

地形の高低は等高線間隔50mごとの彩色により表示

4.7.3.5B 非適用

4.7.3.6 (シリーズに関する注記) 非適用

4.7.3.7 (内容に関する注記)

4.7.3.7A 記述対象資料が意図している対象者あるいは内容の程度が資料中に表示されている場合には、必要に応じてこれを簡潔に注記する。

4.7.3.7B 分図があるときは、必要に応じてこれを注記する。必要に応じて大きさ、縮尺を付記する(4.3.1.1 参照)。

分図：北本駅周辺，上尾駅周辺，桶川駅周辺(各1:9000)

分図が4以上ある場合は、顕著なものを一つ記録し、他は「ほか」(洋資料を記述する場合は「et al.」)として省略する。

分図：札幌市中心部(1:10000)ほか

4.7.3.7C 適用

裏面：首都圏交通図

裏面：白図

4.7.3.7D 非適用

4.7.3.7E 非適用

4.7.3.7F 内容細目は、タイトル、巻次等を記録する。責任表示、版表示、縮尺表示、大きさは必要に応じて付記する。

## 4.8 標準番号，入手条件に関する事項

### 4.8.0 通則

4.8.0.1 (書誌的事項) 記録すべき書誌的事項と，その記録順序は次のとおりとする。

- ア) ISBN
- イ) ISSN
- ウ) その他の標準番号
- エ) 入手条件・定価

### 4.8.1 標準番号

4.8.1.1 (標準番号とするものの範囲) ISBN，ISSN，およびその他の標準番号。ISBNは，日本図書コードのうちISBNの文字を冠した部分およびその他の国で付与されたISBN。ISSNは，本タイトルとみなしたタイトルにISSNネットワークが付与するISSN。その他の標準番号は，UTM区画番号，全国地方公共団体コード，標準地域メッシュコード，国際海図番号，各国国内海図番号。

4.8.1.1A 記述対象資料がセットものに属し，それぞれに標準番号があるときは，個々の地図資料に対する番号を最初に記録し，次にセット全体に付与された標準番号を「set」と付記して記録する。

4.8.1.2 (記録の方法) ISBNは，ハイフンで区切った形で記録する。ISSNは，8桁の数字を4桁ずつハイフンで区切った形で記録する。その他の標準番号は情報源の表示のままに記録する。ただし，情報源の表示形が妥当でないときは，適切な形に訂正して記録する。

978-4-8042-0741-4

0917-057X

JP1108

NI-54-31-15-1

不正確な番号が資料に表示されていても，正しい番号が判明すればこれを記録し，不正確な番号は，エラーコードとして記録する。

### 4.8.3 入手条件・定価

4.8.3.1 (記録するものの範囲) 情報源に表示されている定価(本体価格)およびその資料の入手可能性を示す語句もしくは数字による表現。本体価格がなく税込価格が表示されているときは，税込価格を記録する。発行されてから5年以上たつ資料の価格は，原則として記録しない。セット価格は，単行資料の集合を記述の対象とする場合に記録する。

### 4.8.3.2 (記録の方法)

4.8.3.2A 価格の数字に「円」(洋資料を記述する場合は「yen」)等の価格の単位を付加して記録する。単行資料の集合を記述の対象とする場合，セット価格は「全 円」(洋資料を記述する場合は「 yen (set)」)，各巻価格が表示されていて価格が同一の場合は「各 円」(洋資料を記述する場合は「 yen (each v.)」)，巻により価格が異なる場合は「 円；××円」(洋資料を記述する場合は「 yen ； ×× yen」)と記録する。集合単位を分割し物理単位を記述の対象とする場合で，セット価格のみの表示しかないときは，価格を記録しない。

4.8.3.2B 定価と特価の双方があるときは，定価を記録する。

4.8.3.2C 非売品は「非売品」(洋資料を記述する場合は「Not for sale」)と記録し，無償については記録しない。非売品の表示と価格の双方があるときは，非売品である旨記録する。

(書誌調整課データ標準係)

## 『全国書誌通信』総目次

### No. 101-127 (1998.3-2007.5)

#### No.101 (1998.3.31)

“The Catcher in the Last resort”	
千賀正之 (図書部主任司書)	1
新設件名標目一覧(平成8年10月~平成9年12月末)	2
和図書書誌データ統計	16

#### No.102 (1999.2.26)

あり得べき全国書誌を求めて	
那須雅熙 (図書部図書整理課長)	1
新設件名標目一覧(平成10年1月~平成10年9月末)	2
『国立国会図書館蔵書目録 大正期』刊行中	
図書部書誌課	7
「日本全国書誌 図書・非図書資料の部」に収録する非図書資料について	8
和図書書誌データ統計	9

#### No.103 (1999.3.31)

国立国会図書館「日本目録規則 1987年版改訂版」和図書適用細則	4
----------------------------------	---

#### No.104 (1999.12.10)

和図書遡及入力を終えて	
横山順子 (図書部書誌課長)	1
大正期和図書 CD-ROM 目録刊行のおしらせ	
図書部書誌課	2
和図書書誌データ提供・刊行形態一覧	3
全国書誌番号の2000年対応について	4

#### No.105 (2000.2.29)

団体名著者標目の形式選択基準(1998年改訂版)	1
新設件名標目一覧(平成10(1998)年10月~平成11(1999)年9月末)	16
和図書書誌データ統計	23

#### No.106 (2000.3.31)

国立国会図書館『日本十進分類法 新訂9版』分類基準	1
逐次刊行物 CD-ROM 目録刊行のおしらせ	39
国立国会図書館作成書誌データベースのホームページ上での提供について	40

#### No.107 (2000.10.1)

書誌作成部門の再編	
大竹光治 (図書部長)	1
パッケージ系電子出版物の整理基準について	2
国立国会図書館「日本目録規則 1987年版改訂版 第9章電子資料」適用細則	4

#### No.108 (2001.1.31)

「時代」と向き合う全国書誌サービス	
安嶋和代 (図書部書誌課長)	1
特集：電子情報時代の全国書誌サービス	
1.第1回書誌調整連絡会議報告	
図書部書誌課	2
2.全国書誌サービスの新方針	
図書部書誌課	4
新設件名標目一覧(平成11年10月~平成12年9月末)	8
『電子資料に係る JAPAN/MARC(M)のデータ項目名の変更について』	14
和図書書誌データ統計	15
著者名典拠録 CD-ROM 刊行のお知らせ	16

#### No.109 (2001.3.30)

JAPAN/MARC 改訂について	
図書部書誌課	1
国立国会図書館著者名典拠の最近の動向について	
図書部図書整理課典拠係	21
官庁コード体系変更のお知らせ	
図書部図書整理課全国書誌係	26
逐次刊行物 CD-ROM 目録刊行のおしらせ	30

**No.110 (2001.9.28)**

JAPAN/MARC UNIMARC 版フォーマットについて	図書部書誌課	1
第2回書誌調整連絡会議開催のご案内「書誌コントロールの課題」		28
『日本全国書誌』サンプル版公開のお知らせ		29
「第1回書誌調整連絡会議記録集」刊行のお知らせ		30

**No.111 (2002.2.28)**

“書誌調整”と“情報公開”		
牛越弘美 (図書部書誌課長)		1
第2回書誌調整連絡会議報告	書誌コントロールの課題	2
国立国会図書館メタデータ記述要素		5
和図書書誌データ統計		13

**No.112 (2002.5.31)**

書誌部のスタートにあたって		
原田公子 (書誌部長)		1
新設件名標目一覧 (平成12年10月～平成14年3月末)		3
『日本全国書誌』国立国会図書館ホームページで公開開始		14
『JAPAN/MARC(M)』改訂フォーマット提供開始		16

**No.113 (2002.11.15)**

「NDL-OPAC」912万件を一挙公開		
書誌部書誌調整課総括係		1
著者標目と件名標目の形式の統一について		
書誌部書誌調整課データ標準係		5
『J-BISC DVD版』刊行のお知らせ		8

**No.114 (2003.2.28)**

第3回書誌調整連絡会議報告 - インターネット上の情報資源の組織化 -		
書誌部書誌調整課総括係		1
新設件名標目の広報の変更について・新設件名標目一覧 (平成14年4月～平成14年12月)	書誌部国内図書課主題係	6
児童図書へのNDC付与開始について		
書誌部国内図書課		9
国立国会図書館『日本十進分類法 新訂9版』分類基準 追補		9
JAPAN/MARC アクセス・ポイントのローマ字サブフィールドにおけるローマ字表記要領		
書誌部書誌調整課データ標準係		11
日本全国書誌・JAPAN/MARC 統計		13
刊行物のお知らせ		14

**No.115 (2003.5.30)**

国立国会図書館「日本目録規則 1987年版 改訂2版」非図書資料適用細則		1
「国立国会図書館分類表」のホームページ公開について		
書誌部書誌調整課データ標準係		27
逐次刊行物として扱う資料の範囲変更について	書誌部逐次刊行物課整理係	28
『日本全国書誌』収録資料拡大のお知らせ		
書誌部書誌調整課総括係		30

**No.116 (2003.12.10)**

国立国会図書館「日本目録規則 1987年版 改訂2版」和古書適用細則		
書誌部書誌調整課データ標準係		1
NDL-OPAC 書誌レコード数 1,000万件突破		
書誌部書誌調整課総括係		23
JAPAN/MARC 書誌データ収録状況		
書誌部書誌調整課総括係		24
刊行物のお知らせ		
書誌部書誌調整課データ標準係		25

**No.117 (2004.3.15)**

国立国会図書館「日本目録規則 1987 年版改訂 2 版」第 13 章適用細則  
 書誌部書誌調整課データ標準係 1  
 地図資料の書誌データ  
     主題情報部人文課地図係 32  
 『雑誌記事索引』について  
     書誌部逐次刊行物課 34  
 第 4 回書誌調整連絡会議報告 名称の典拠  
     コントロール 書誌部書誌調整課 39  
 日本全国書誌・JAPAN/MARC 統計 44

**No.118 (2004.6.30)**

日本全国書誌再考  
     坂本博(書誌部書誌調整課長) 1  
 日本全国書誌のあゆみ  
     上保佳穂(書誌部書誌調整課副主査) 3  
 内容細目記録範囲の拡大について  
     書誌部国内図書課  
     書誌部外国図書・特別資料課 12  
 国立国会図書館件名標目表の改訂について  
     書誌部国内図書課 13  
 音楽録音・映像資料への JP 番号付与開始の  
     お知らせ 書誌部書誌調整課総括係 15  
 NDL-OPAC に約 250 万件追加  
     書誌部書誌調整課総括係 15  
 「第 4 回書誌調整連絡会議記録集」刊行  
     のお知らせ  
     書誌部書誌調整課データ標準係 16

**No.119 (2004.11.1)**

書誌部の当面の目標について  
     村上正志(書誌部長) 1  
 国立国会図書館「日本目録規則 1987 年版改訂 2 版」国内刊行洋図書適用細則  
     書誌部書誌調整課データ標準係 3  
 第 5 回書誌調整連絡会議  
     書誌部書誌調整課データ標準係 29  
 NDLSH 暫定版の公開および意見募集のお  
     知らせ 書誌部国内図書課 30

**No.120 (2005.3.4)**

JAPAN/MARC 改訂について  
     書誌部書誌調整課データ標準係 1  
 総合目録ネットワークの一般公開について  
     関西館事業部図書館協力課総合目録係 9  
 「日本目録規則 1987 年版改訂 第 9 章電子  
     資料」適用細則の改訂について  
     書誌部書誌調整課データ標準係 10  
 第 5 回書誌調整連絡会議報告 件名標目の現  
     状と将来 - ネットワーク環境における主  
     題アクセス 書誌部書誌調整課 14  
 「国際目録原則覚書」最終草案について  
     書誌部書誌調整課データ標準係 18  
 日本全国書誌・JAPAN/MARC 統計 27  
 国内刊行洋図書適用細則 正誤表  
     書誌部書誌調整課データ標準係 28

**No.121 (2005.7.15)**

「統合書誌データベース」の経験  
     中井万知子(書誌部書誌調整課長) 1  
 国立国会図書館「日本目録規則 1987 年版改訂 2 版 第 9 章 電子資料」適用細則につ  
     いて 3  
 書誌データに記録する著者の範囲の拡大に  
     ついて 書誌部国内図書課 27  
 国立国会図書館件名標目表 2004 年度版 公  
     開のお知らせ 書誌部書誌調整課 28  
 「第 5 回書誌調整連絡会議記録集」刊行のお  
     知らせ  
     書誌部書誌調整課データ標準係 29

**No.122 (2005.11.30)**

目録情報と個人情報について - 個人名標  
     目の運用方針 - 書誌部書誌調整課 1  
 国立国会図書館「日本目録規則 1987 年版改訂 2 版 第 2 章 図書」和図書適用細則に  
     ついて 書誌部書誌調整課データ標準係 3  
 逐次刊行資料の書誌データにおけるアクセ  
     スポイントの拡充および著者名典拠レコ  
     ードとのリンクについて  
     書誌部逐次刊行物課整理係 30  
 国立国会図書館「日本目録規則 1987 年版改訂 2 版」第 13 章適用細則の改訂につ  
     いて  
     書誌部書誌調整課データ標準係 32

**No.123 (2006.3.31)**

平成17年度書誌調整連絡会議報告	
書誌部書誌調整課	1
個人名標目の選択・形式基準	
書誌部国内図書課	8
JAPAN/MARCデータにおけるISBN13桁化への対応について	
書誌部書誌調整課	24
日本全国書誌・JAPAN/MARC統計	25

**No.124 (2006.8.31)**

書誌データ遡及入力の実況「遡及計画2002」の終了について	
書誌部書誌調整課データ整備係	1
国際目録原則覚書(2005年9月草案)翻訳	
書誌部書誌調整課	5
国内刊行洋図書適用細則 正誤表	
書誌部書誌調整課データ標準係	16
JAPAN/MARC 2006 フォーマットの提供開始について	
書誌部書誌調整課	18
国立国会図書館件名標目表(NDLSH)2005年度版 公開のお知らせ	
書誌部書誌調整課	19
日本十進分類法(NDC)9版補遺の採用について	
書誌部国内図書課	19
『J-BISC DVD版更新版』刊行のお知らせ	
書誌部書誌調整課	20

**No.125 (2006.11.30)**

アジア初の目録専門家会議 報告	IME ICC 4
原井直子(書誌部国内図書課長)	
横山幸雄(書誌部書誌調整課補佐)	1
国立国会図書館「日本目録規則1987年版改訂3版」録音・映像資料適用細則について	
書誌部書誌調整課データ標準係	4
国立国会図書館「日本目録規則1987年版改訂2版 第2章 図書」国内刊行洋図書適用細則の改訂について	
書誌部書誌調整課データ標準係	24
国立国会図書館件名標目表(NDLSH)のテキストデータの実験的提供をはじめました	
書誌部書誌調整課データ標準係	28

**No.126 (2007.3.15)**

平成18年度書誌調整連絡会議報告	
書誌部書誌調整課	1
団体名標目の選択・形式基準(2007年版)	
書誌部書誌調整課データ標準係	8
国際目録原則覚書(2006年4月草案)について	
書誌部書誌調整課	31
IME ICCのための用語集(2005年版)翻訳	
書誌部書誌調整課	32
日本全国書誌・JAPAN/MARC統計	36

**No.127 (2007.5.31)**

電子的全国書誌(Electronic National Bibliography) 那須雅熙(書誌部長)	1
『日本全国書誌』冊子体終刊について	ホームページ版へ一本化
書誌部	3
『雑誌記事索引 科学技術編』の遡及入力について	
書誌部逐次刊行物課索引係	5
国立国会図書館「日本目録規則1987年版改訂3版 第4章 地図資料」適用細則について	
書誌部書誌調整課データ標準係	6
『全国書誌通信』総目次 No.101-127 (1998.3-2007.5)	27
『全国書誌通信』の終刊と『NDL 書誌情報 ニュースレター』創刊のお知らせ	
書誌部書誌調整課総括係	31

以後終刊



## 『全国書誌通信』の終刊と 『NDL 書誌情報ニュースレター』創刊のお知らせ

長らく『全国書誌通信』をご購読いただきましたが、このたび本誌を今号で終刊し、新たに『NDL 書誌情報ニュースレター』を電子ニュースレターとして創刊、国立国会図書館（以下「NDL」）ホームページに掲載することといたしました。

『全国書誌通信』は、もともと『印刷カード通信』の名称で昭和46年1月に創刊しました。『印刷カード通信』は、NDLが作成・頒布していた印刷カードの利用館へのお知らせを掲載し、利用館との意思の疎通を図ることを目的としていました。その後、目録編さんの機械化が進み、書誌データの提供形態も多様化したため、平成元年10月刊行のNo.72より『全国書誌通信』と改題、『日本全国書誌』、JAPAN/MARC、J-BISC等に関するお知らせ、書誌データ作成の基準類を中心に、記事の収録範囲を広げることになりました。ほかにも書誌調整連絡会議報告やIFLA大会報告といったNDL内外の書誌情報に関する記事を掲載し、No.127まで発行してきました。

一方でNDLホームページの整備によって、『全国書誌通信』の主な記事は、ホームページの「書誌データの作成及び提供」<[http://www.ndl.go.jp/jp/library/data\\_make.html](http://www.ndl.go.jp/jp/library/data_make.html)>でもご覧いただけるようになりました。また、『日本全国書誌』ホームページ版の閲覧、NDL-OPAC（国立国会図書館蔵書検索・申込システム）による各種の書誌データの検索など、現在ではインターネット経由で広くNDLの書誌データをご利用いただけるようになっていました。そのため、『全国書誌通信』についても電子ニュースレターに移行し、インターネットで利用できる書誌データ、また、ホームページの「書誌データの作成及び提供」に掲載する各種情報との関連づけを強めることにしました。今後は、『NDL 書誌情報ニュースレター』によってNDLの書誌データ、書誌作成業務全般について、より幅広くお知らせします。

『NDL 書誌情報ニュースレター』は、年4回刊行します。

主な内容は以下のとおりです。

- お知らせ 書誌データについての各種のお知らせを掲載します。
- 動向 NDL内外の書誌情報に関する動向について紹介します。
- 掲載情報紹介 ホームページ内の書誌データに関する新規・更新情報を紹介し、書誌データについての新しい情報、ツール・マニュアル類へのアクセスを容易にします。

その他、特集記事、連載記事および統計の掲載を予定しています。

今号の記事を使用して『NDL 書誌情報ニュースレター』創刊準備号（0号）を発行しました。5月31日からホームページに掲載していますので、ご覧下さい。

ホームページ>図書館員の方へ>書誌データの作成及び提供>NDL 書誌情報ニュースレター URL<[http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/bib\\_newsletter/index.html](http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/bib_newsletter/index.html)>

次ページに創刊準備号のイメージを一部掲載しています。イメージは平成19年5月7日現在のものであり、変更することもあります。

## 創刊準備号イメージ（部分）



『全国書誌通信』の後継誌である『NDL 書誌情報ニュースレター』をどうぞ引き続きご利用下さい。また、掲載する記事の内容についてご要望がありましたら、ニュースレター編集担当 (e-mail : bib-news@ndl.go.jp) までお知らせ下さるようお願いします。

(書誌調整課総括係)

## 問合わせ先

国立国会図書館  
書誌部書誌調整課総括係

(ホームページアドレス <http://www.ndl.go.jp>)  
電話 03 (3581) 2331 内線 (25111)

全国書誌通信 (不定期刊)

No.127(最終号) 2007年5月31日発行

編集・発行  
書誌調整課  
〒100-8924

国立国会図書館書誌部  
東京都千代田区永田町